

給与支払報告書等処理委託事業者選定部会に関する要領

（目的）

第1条 給与支払報告書等処理委託事業者選定部会（以下「部会」という）は、当初賦課事務を行うにあたり、給与支払報告書の前処理及び給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書、年金支払報告書、確定申告書等の処理及びスキニング、データパンチの業務を正確かつ迅速に処理することのできる事業者を選定することを目的とする。

（所掌事項）

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を検討することとし、非公開で行う。

- (1) 委託事業者選定基準の作成に関する事項
- (2) 前号のほか、委託事業者の選定に関する事項

（構成）

第3条 部会は、次の各号により構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部 課税課長
- (3) 総務部 課税課 諸税係長
- (4) 総務部 課税課 課税第一係長
- (5) 総務部 課税課 課税第二係長
- (6) 総務部 課税課 税制運用係長
- (7) その他、総務部長が必要と認めた者

（招集）

第4条 部会は、総務部長が招集する。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、総務部課税課が行う。（住所：江戸川区中央1-4-1）

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に総務部長が定める。

付則

この要領は、平成23年10月14日から施行する。

付則

この基準は、平成24年9月4日から施行する。

付則

この基準は、平成27年6月9日から施行する。

付則

この基準は、令和4年9月13日から施行する。

付則

この基準は、令和 8 年 7 月 30 日から施行する。